

令和 8 年度

大学における医療人養成の在り方に関する調査研究

歯学教育の改善・充実に向けた調査研究

公募要領

令和 8 年 10 月

文 部 科 学 省

1. 事業名

令和8年度「大学における医療人養成の在り方に関する調査研究（歯学教育の改善・充実に向けた調査研究）委託事業」

2. 事業の趣旨

歯学教育については、入学定員充足率や標準修業年限内の国家試験合格率の向上、研究人材の養成、診療参加型臨床実習の充実、上記の新たな地域医療構想を踏まえた地域偏在への対応が求められている。

また、文部科学省では、歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議等における検討・フォローアップの中で、入学者確保、留年・休学率、国家試験合格率、臨床実習の充実、情報公表等が論点として継続的に整理されてきた。

今後急速な人口減少が進む中で、歯学部においても定員が過剰となることが推計されていることから、入学定員等の規模適正化が必要となっている。

一方で、地域偏在の解消に向けた計画的な人材確保に取り組まなければ、地方における養成基盤の崩壊や人材確保の深刻化が現実的なリスクとなっていることから、地域人材の確保に効果的な地域枠を抜本的に拡大することが必要だと考えている。

こうした背景も踏まえ、本事業は、各大学における歯学教育の取組状況（例：歯学生の診療参加の機会・到達、臨床実習の運用、学修成果の把握、学内外連携、地域偏在等）を調査・分析し、優れた取組と課題を整理するとともに、歯学部における地域枠の実現可能性について検討を行う。

好事例や課題の抽出をするとともに、歯科医師需給や地域偏在対策、教育の質確保の方策等についての方向性を整理することを目的とする。

3. 事業の内容・実施体制

（1）調査研究の内容

調査研究の内容は以下を含むことが望ましいが、調査期間が短期間であることを鑑み、文部科学省と相談の上、適宜調整することとする。

地域歯科医療体制の充実のため、歯学教育については、入学定員充足率や標準修業年限内の国家試験合格率の向上、研究人材の養成、診療参加型臨床実習の充実などの様々な課題があげられ、このような課題を解決するために、今後に歯学教育に関する在り方に関する議論をするため、議論の前提としての各種データ収集を実施し、歯学教育の現状や課題を分析する。また、地域歯科医療体制と大学との連携の在り方を探るため、大学を始め、都道府県にもヒアリングを実施する。主な取組内容は以下の通り

①全歯学部（国公立）を対象とする全国調査（※）

- ・地域歯科医療体制の充実のため、大学、大学と都道府県、都道府県・郡市区の歯科医師会との連携・協力及び都道府県、都道府県・郡市区医師会による枠組みに関する実態把握を行うこと。
- ・全歯学部（国公立）を対象に、調査を実施し、大学別の教育資源・教育過程・学修成果・内部質保証等の実態を把握すること。
- ・既存の公表資料・公的データ（例：文部科学省が整理する入学状況・国家試験結果等）を最大限活用し、大学の回答負担軽減を図ること。

②データベース構築・指標化

- ・①で収集したデータ及び既存データを統合し、大学別の時系列比較が可能なデータベースを構築すること（少なくとも直近3年分を基本、入手可能なものは拡張）。

③追加調査（深掘り）設計・実施

- ・調査の結果を踏まえ、課題の類型化（例：臨床実習体制、評価、定員管理、内部

質保証等)を行うとともに、書面追加提出・ヒアリング等により要因分析を実施すること。特に、入学定員充足率や修業年限内での国家試験合格率が低い、留年率が高い大学に対する要因分析は必ず実施すること。なお、要因分析にあたっては、複数の観点を含めて課題抽出をした上での要因分析も行うこと。

・深掘りの手法(オンライン/対面、サンプリング方法等)を提案書に明記すること。

④診療参加型臨床実習の充実に係る「具体的事例」調査

・各大学における先進事例(協力医療機関との連携、指導体制、評価(OSCE等含む)、患者安全、実習の質管理)を複数抽出し、実装可能性(他大学への展開可能性)の観点でケーススタディ化する。

⑤成果のとりまとめ・周知

・最終報告書(政策提言、指標定義書、調査票、診療参加型臨床実習の事例集等の成果物やデータ一式を含む)を作成すること。

・結果の公表範囲(集計表の粒度、匿名化等)について、情報公開・個人情報保護・誤解防止の観点から提案すること。

(※) 全国調査にあたっては、少なくとも以下の内容を項目に含めることが望ましいが、調査期間が短期間であることを鑑み、文部科学省と相談の上、適宜調整すること。

(Ⅰ) 臨床実習に関すること

- ・診療参加型臨床実習の充実状況(歯学生の歯科医行為経験率含む)
- ・診療参加型臨床実習後客観的臨床能力試験等の実施状況
- ・地域に根ざした歯科医師養成の好事例
- ・地域実習の実態

(Ⅱ) 入試に関すること

- ・入試の選抜状況(総合型選抜や学校推薦型選抜等)の実態
- ・地域枠等の設置・選抜状況
- ・編入学の選抜状況と編入学者に対する大学による支援体制の実態
- ・入学定員(募集人員)の削減状況と対応状況
- ・学生確保をするための入試の工夫

(Ⅲ) 教学に関すること

- ・カリキュラム運用状況
- ・大学における学修成果の把握状況
- ・進路指導の支援体制の実態
- ・留年・休学の状況や理由
- ・留年・休学者に対する支援体制の実態
- ・学生の進路(特に歯科医師にならなかった学生)の実態
- ・修業年限(6年)での歯科医師国家試験合格できなかった者の状況
- ・入学定員(募集人員)の超過・未充足(編入学者を含む)の状況と対応状況
- ・入学時の学力に応じた大学による支援体制の実態(例:授業時間外での補習、個別面談など)
- ・留学生の受入状況と支援体制の実態
- ・共用試験の公的化及びいわゆる Student Dentist の法的位置付けを踏まえた卒前・卒後の一貫した教育に係る対応状況

(Ⅳ) 歯科法医学に関すること

- ・歯科法医学に関する講座等における教員・職員(常勤・非常勤)及び大学院生等の人数
- ・歯科法医学人材養成を主たる目的とした教育コースや歯科法医学に関するセンター等の設置状況
- ・歯科法医学における常勤医師・歯科医師の確保・増員に当たりボトルネックとな

っている課題

(V) 地域医療・卒業後の動向等に関すること

- ・学生の出身地域、卒後臨床研修先及び研修修了後の就業地域・勤務先等の実態
- ・大学における歯科医師の地域偏在に関する認識及び対応状況
- ・都道府県における歯科医師の地域偏在に関する認識及び対応状況
- ・大学及び都道府県における地域偏在対策並びに地域枠等の導入可能性及び導入に当たっての課題
- ・地域枠設定が可能と考えられる地域（例：県市区町村など）と条件（例：特定の県に数年間就業することを条件として学費等を一部免除するなど）

加えて、本事業の成果は、歯学教育の改善と質保証に加え、教育の実態に即した課題把握と対応検討に資することが求められる。

このため、提案にあたっては次の観点を満たすこと。

- ①比較可能なデータ設計：大学間比較が可能となるよう定義を統一し、調査票・集計仕様・品質管理（欠損・外れ値処理方針）を明確化する。
- ②要因分析と示唆：入学状況、学修到達、臨床実習の設計・運用と、学修成果（例：標準修業年限内の国試合格等）との関連を、説明可能な形で整理する。

(2) 実施体制

事業における実施体制として、医学教育や歯学教育といった教育の専門家に限らず、診療参加型臨床実習の実質化が課題になっていることを踏まえ、各診療科における学生教育や臨床研修に携わる複数の専門家なども含めた多様な体制で実施すること。

なお、新たなモデル・コア・カリキュラム（令和10年度改訂版）（予定）が完成を迎える年度（令和15年度）（予定）までに定年を迎える者が1/3を超えないこと。

(3) 調査研究のスケジュール例（イメージ）

以下にスケジュールを記載するが、あくまでイメージであり、実際のスケジュールは企画提案者において検討するものとする。

調査研究の内容	1 年目	2 年目
歯学教育の改善・ 充実に向けた調査・研究	歯学教育の取組状況の実態調査、 優れた取組内容や課題等の分析	
		成果のとりまとめ・周知

(4) 公募対象

国公立大学を設置する法人、独立行政法人、一般社団法人、一般財団法人、民間の調査研究機関（以下、「大学等」という。）を申請の対象とする。

(5) 実施期間

令和8年度～令和9年度の2年間で予定。ただし、毎年度事業の実施状況等について評価を行い、事業の継続の可否を判断する。契約の締結は年度ごとに行うものとする。

(6) その他

文部科学省医学教育課と随時打合せ等を行い、進捗を報告するとともに事業の進め方など認識合わせを行うこと。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 事業規模、採択予定件数

(1) 事業規模

計画額の上限は各テーマ以下のとおりとする。

【令和 8 年度】

・ 7,000 千円（税込）

令和 9 年度の計画額の上限は令和 8 年度と同額とする。

ただし、予算状況等により計画額の上限に変動が生じる可能性がある。

(2) 採択予定件数

1 件

6. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための委員会を設置して行う。審査方法については、別添「審査基準」のとおり。選定終了後、採択・不採択によらず全ての提案者に選定結果を通知するとともに、選定された大学等については、選定大学等名を公表する。

7. 公募説明会の開催

開催日時：令和 8 年 11 月 4 日（水）14 時～15 時

開催形式：オンライン

参加を希望する者は、令和 8 年 11 月 2 日（月）17 時までに以下のフォームより申込むこと。

＜公募説明会参加申込フォーム＞<https://forms.cloud.microsoft/r/ThwdCLntMm>

8. 参加表明書の提出

あらかじめ競争参加者の数を把握しておくため、参加を希望する者は、令和 8 年 10 月 30 日（金）17 時までにメールにより、参加表明書を提出すること（様式は任意で、提出先は 9.（1）と同じ。）。

9. 企画提案書の提出方法等

(1) 企画提案書の提出先並びに問い合わせ先

文部科学省高等教育局医学教育課薬学教育係

T E L：03－5253－4111（代）（内線 3326）

メール：igaku@mext.go.jp

(2) 企画提案書の提出方法

①企画提案書の様式及びファイル形式は別添「企画提案書作成・記入要領」を参照のこと。

②原則、メールにて提出すること。なお、紙媒体での提出を希望する場合は、（1）問い合わせ先まで連絡すること。

- ・ 企画提案書のデータをメールに添付して送信すること。
 - ・ メールの件名及び添付ファイル名はともに「(事業名)_(大学等名)」とすること。
 - ・ 添付ファイルはメール1通にまとめて送信すること。ただし、容量が大きくまとめられない場合は、件名の最後に番号を付けて複数回に分けて送信することができる。
 - ・ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。
 - ・ メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。
- ③企画提案書及び参考見積書は事業規模の範囲内で作成すること

(3) 提出書類

- ①企画提案書
- ②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ③誓約書
- ④本件に関する事務連絡先(様式は任意)

(4) 企画提案書の提出期限等

提出期限：令和8年11月12日(木)17時必着

提出先：上記(1)に示す場所。

※全ての提出書類をこの期限までに提出すること。

※メールでデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。

※提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは一切認めない。

(5) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

10. 誓約書の提出等

- (1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは当該者の企画提案書は無効とするものとする。

11. 契約締結に関する取り決め

(1) 契約額の決定方法について

採択決定の後、採択者と契約額及び契約の条件等について調整を行う。契約額については、国が業務計画書と参考見積価格等を精査し、委託要項等で経費として認めているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費等は負担しない。したがって、契約額は採択者が提示する参考見積価格とは必ずしも一致しないので、その点を承知しておくこと。また、契約額及び契約の条件等について双方の合意が得られない場合には、採択決定を取り消すこととなるので、その点についても承知しておくこと。

(2) 契約締結前の執行について

国の契約は会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても、双方が契約書に押印していない間は事業に着

手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないので、その点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めること。なお、業務の一部を別の者に再委託する場合はその再委託先にも伝えておくこと。

12. スケジュール

- ①公募開始：令和8年10月22日（木）
- ②公募締切：令和8年11月12日（木）
- ③審査選定：令和8年11月中旬から11月下旬
- ④契約締結：令和8年12月
- ⑤契約期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- ⑥成果報告書の提出：令和9年3月下旬

なお、契約書締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

13. その他

- (1) 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 採択件数は現時点の予定であり、増減する場合がある。最終的な採択件数は選定委員会が決定する。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問及びその回答に係る重要な情報は、文部科学省ホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など、企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (6) 再委託先が子会社や関連企業の場合の利益控除等透明性を確保すること。また、再委託以外の全ての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (7) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (8) 公平な審査を行うため、以下の形式等要件違反があった場合は、審査対象外とする。
 - ①「企画提案書作成・記入要領」に定める書式と異なる場合
 - ②指定外の資料を添付した場合
 - ③募集の対象機関以外からの申請の場合
 - ④その他、企画提案書に審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや記載漏れ、又は虚偽の記載等があった場合
- (9) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。速やかに契約締結する

ため、遅滞なく以下の書類を提出すること。業務計画に再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

〔契約締結にあたり必要となる書類〕

- ・業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
※審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した企画提案書の再提出を求めることがある。
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）
- ・再委託に係る委託業務経費内訳
- ・銀行口座情報

(10) 経費計上及び経費処理の留意事項

本委託事業に係る経費計上及び経費処理に当たっては、委託要項・委託要領等の他、
「[委託事業の手引き（文部科学省委託事業実施者向け）](#)」によるものとする。